

鯖江市

通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取り組みの方針 ～

平成26年3月

(令和5年1月改定)

鯖江市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

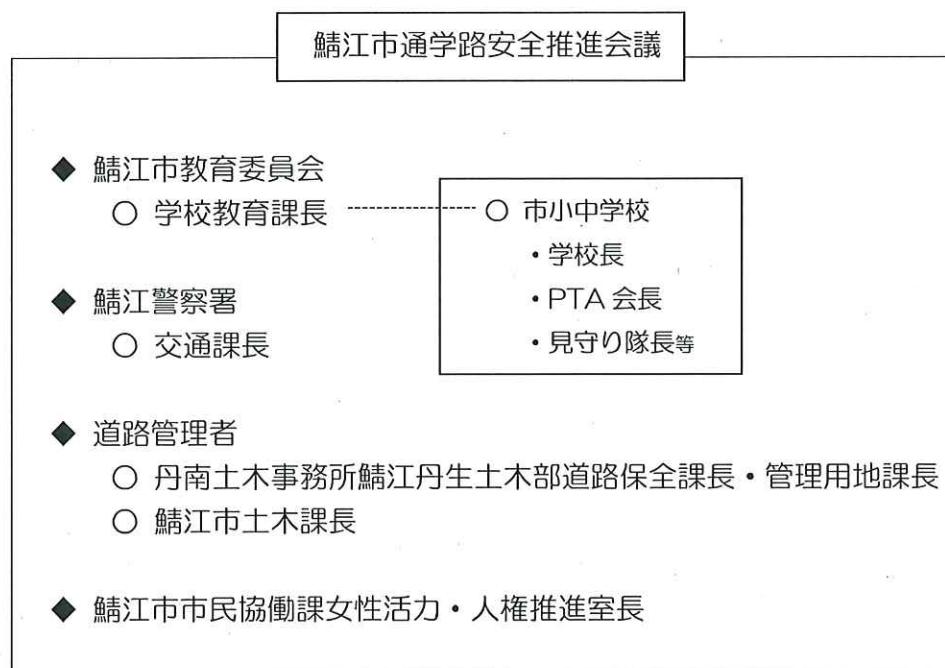
平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24、25年の前期に市内各小中学校の通学路において、教育委員会、道路管理者（市・県）、警察、市民協働課が連携して危険箇所の合同点検を実施するとともに、必要な対策内容についても関係機関で協議し、対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うために、このたび、関係機関の連携体制を再構築し、「鯖江市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、下記図をメンバーとする「鯖江市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。



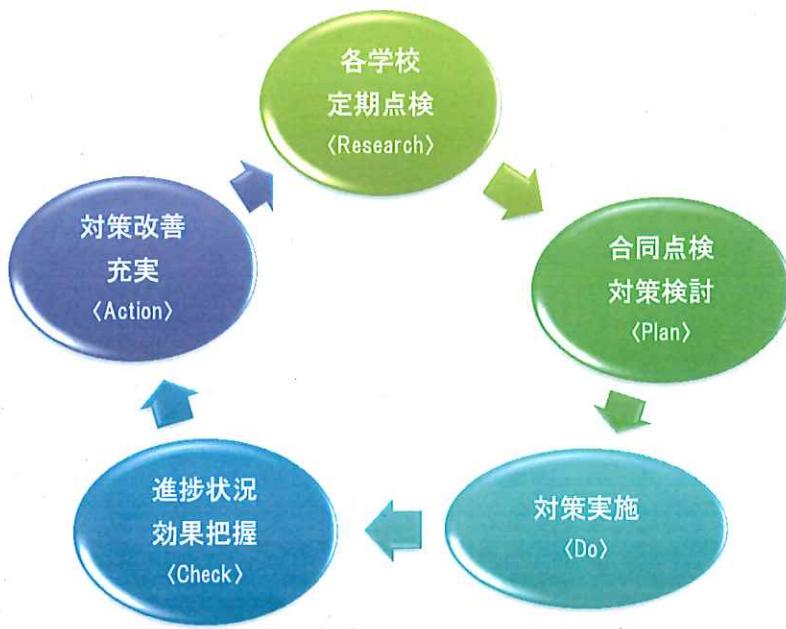
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をR-PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

通学路安全確保のためのR-P D C Aサイクル



(2) 合同点検

○各学校における点検

- ・毎年度3月までに、PTA・見守り隊等と連携して通学路点検を行います。
- ・危険箇所がある場合は、定められた期日までに、文書（市様式）で市教育委員会へ報告します。

○定期的な合同点検の体制・実施時期

- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点点検箇所を決定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施は、該当校及びそのPTA等・教育委員会・道路管理者・警察で行います。
- ・実施時期は、7月までに点検箇所を決定し、8月末日までに行います。

○緊急合同点検

- ・各小中学校等から、緊急に危険箇所の改善・対策の要望があった場合は、通学路安全推進会議にて協議し、必要な場合、合同点検を実施します。
- ・実施方法は、定期的な合同点検と同じです。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、路側帯設置や歩道整備等のようなハード面の対策や交通規制や交通安全指導のようなソフト面の対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の進捗状況及び対策効果の把握

対策の進捗状況について把握するとともに、対策実施後の効果を確認するための手法を検討し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。